

爆発火災対策に係る点検項目について

爆発や火災は、事業場への大きな損害をもたらすだけでなく、周囲の作業員も巻き込まれたり、被災の重篤度も大きくなる傾向があります。過去には、死亡災害となった事例も発生しております。

労働安全衛生規則第96条に基づき、福井労働基準監督署に提出された爆発火災のうち、粉じんや危険物（裏面）を取り扱う事業場において、近年多発している要因を下記にまとめました。

事業場における、すべての作業において当該項目が満足しているか点検を実施してください。

点検項目 1

可燃物の蒸気及びミストが発生する全ての箇所を確認するとともに、当該箇所における作業が軽微であっても事前に局所排気装置等により換気を行い、可燃物を除去してから取り掛かっているか。 □

点検項目 2

機器や原料への静電気対策として、使用する機器や材料に対して、接合部毎にアースの接続や除電棒等の対策を確実に行っているか。 □

点検項目 3

作業員の身体への帯電防止対策として、帯電防止機能を有する作業衣、靴、保護具等の着用だけに留まらず、当該帯電を容易に逃がすことができる除電マットの設置等により、身体に帯電しない状態を徹底しているか。 □

点検項目 4

上記項目 1 にかかる、すべての作業に対して、爆発や火災にかかるリスクアセスメントを実施しているか。
また、当該結果を踏まえた作業手順書を策定するとともに、労働者への周知・教育を実施しているか。 □

(危険物)労働安全衛生法施行令 別表第1

一 爆発性の物

- 1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズその他の爆発性の小酸エステル類
- 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸その他の爆発性のニトロ化合物
- 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイルその他の有機過酸化物
- 4 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

二 発火性の物

- 1 金属「リチウム」
- 2 金属「カリウム」
- 3 金属「ナトリウム」
- 4 黄りん
- 5 硫化りん
- 6 赤りん
- 7 セルロイド類
- 8 炭化カルシウム(別名カーバイド)
- 9 りん化石灰
- 10 マグネシウム粉
- 11 アルミニウム粉
- 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
- 13 亜二チオン酸ナトリウム(別名ハイドロサルファイト)

三 酸化性の物

- 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウムその他の塩素酸塩類
- 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムその他の過塩素酸塩類
- 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウムその他の無機過酸化物
- 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウムその他の硝酸塩類
- 5 亜塩素酸ナトリウムその他の亜塩素酸塩類
- 6 次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類

四 引火性の物

- 1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素その他の引火点が-30 未満の物
- 2 ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトンその他の引火点が-30 以上零度未満の物
- 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル)その他の引火点が0 以上30 未満の物
- 4 灯油、軽油、テレピン油、イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)、酢酸その他の引火点が30 以上65 未満の物
- 5 可燃性のガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタンその他の温度15℃、一気圧において気体である可燃性の物をいう。)